

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	白井市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/shisaku/s09/1425038684660.html

執行機関名 白井市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4 教育委員会の項 就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	白井市就学援助費支給規則(平成26年教育委員会規則第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、 <u>経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者</u> に対し、就学に要する経費の一部(以下「就学援助費」という。)を支給することにより、 <u>義務教育の円滑な実施</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白井市就学援助費支給規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	白井市就学援助費支給規則 第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	白井市就学援助費支給規則 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該児童生徒と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	白井市就学援助費支給規則 第11条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	白井市就学援助費支給規則 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該児童生徒と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		